

## 長野県最低賃金が“877円”に引き上げられました

令和3年10月1日から長野県内の最低賃金が改定され、「時間額849円」から「時間額877円」に28円引き上げられました。

### 1 対象となる労働者

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用されるため、18歳未満の学生、外国人及び試用期間中の労働者等全ての労働者の雇用賃金について、10月1日以降は時間額877円以上にする必要があります。

### 2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (5) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 3 最低賃金額以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを確認するには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合・・・時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制の場合・・・日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）  
※日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合は、日給 $\geq$ 最低賃金額（日額）
- (3) 月給制の場合・・・月給 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合  
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- (5) 上記（1）～（4）の組み合わせの場合  
例えば基本給が日給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記（2）、（3）の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

### 4 求人の取り扱い

ハローワークで受理している求人について、最低賃金額を下回る求人は法令違反となり受理・公開ができません。ハローワークに求人を提出する際は募集賃金額が最低賃金額を下回っていないか確認していただいたうえで提出して下さい。

なお、就業場所が県外の場合は、就業場所の都道府県の最低賃金が適用されますのでご注意下さい。

### 5 最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策

最低賃金を引き上げた事業主に対して、ハローワークが取り扱っている雇用調整助成金の特例措置や有期雇用労働者等の基本給を増額した場合のキャリアアップ助成金などの支援策があります。

他にも長野労働局が取り扱っている業務改善助成金などがあります。

**【お問い合わせ】** 松本労働基準監督署（最低賃金制度全般） TEL：48-5693  
長野労働局雇用環境・均等室（業務改善助成金） TEL：026-223-0560  
ハローワーク松本（求人・その他助成金） TEL：27-0111（31＃）